

【ポイント】

●外出禁止令が以下のとおり更新。

・コロombo, ガンパハ, カルタラ及びプッタラムの各県全域：4月27日（月）午前5時まで外出禁止令が継続（先般発表された, 22日（水）以降の一時解除は無効）。

・その他の各県：外出禁止令は, 4月20日（月）から4月24日（金）までの各日, 午前5時から午後8時まで一時解除。24日（金）午後8時に発令される外出禁止令は, 27日（月）午前5時まで有効（週末は終日外出禁止）。

●引き続き当局が発表する最新情報の収集, 手洗い・手指の消毒やソーシャル・ディスタンス（社会的距離）などの感染症対策に努めてください。

【本文】

1 現在, スリランカ国内に発令されている外出禁止令が以下のとおり更新されました。これにより, 18日（土）夜に発表された外出禁止にかかる通知は無効となります。

(1) コロombo, ガンパハ, カルタラ及びプッタラム各県

警察管区に関係なく, 4月27日（月）午前5時まで外出禁止（先般発表された, 22日（水）以降の日中における外出禁止令の一時解除はなくなりました。）。

(2) その他各県

4月20日（月）から4月24日（金）までの各日, 午前5時から午後8時まで一時解除。24日（金）午後8時に発令される外出禁止令は, 27日（月）午前5時まで有効（週末（25日（土）及び26日（日））は外出禁止が解除されませんのでご注意ください。）。

(注) 先般発表で外出禁止令の一時解除の対象外とされたキャンディ県アラワトゥゴダ (Alawathugoda), キャンディ県アクラナ (Akurana), ケゴール県ワラカポラ (Warakapola), アンパーラ県アッカライパトゥ (Akkarai pattu) の各警察管区についても今回は対象となります。

2 なお, 27日（月）午前5時以降の外出禁止令については, 現時点では, スリランカ当局から正式な発表はありません。引き続き当局の発表などに注意し, 正確な情報収集に努めてください。

3 スリランカ保健省は, 20日午前10時現在, スリランカ国内における感染者数を295名（うち治癒97名, 死亡7名）と発表しています。当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては, 引き続き手洗い・手指の消毒やソーシャル・ディスタンス（社会的距離）などの感染症対策に努めてください。

【参考1】スリランカ保健省（感染者数）

<http://www.epid.gov.lk/web/index.php?lang=en>

【参考2】新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【参考3】世界保健機関（WHO） <https://www.who.int/>

【参考4】世界保健機関（WHO）が推奨するスリランカにおける新型コロナウイルス感染症対策方法

http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/sri_lanka_ppe_covid-19_english.pdf

【参考5】外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【参考6】これまでの当館の領事メールを確認する場合は以下からご確認ください。
https://www.lk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831（内線282）

携帯電話番号：(国番号94) 77-738-3360

【注】上記は、平日 午前8時30分～午後5時15分に限り、土・日・休館日は緊急電話対応になります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>